

第2期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画 の決定と始動について

平成 25 年 4 月 25 日(木)
環境省 那覇自然環境事務所 所長 植田 明浩
担 当：奄美自然保護官事務所 (奄美野生生物保護センター) 自然保護官 石川 拓哉
電 話：0997-55-8620

環境省那覇自然環境事務所では、奄美野生生物保護センターを拠点として、平成12年度から奄美大島においてマングース駆除を行っており、平成17年度からは外来生物法に基づく防除事業を実施しています。

平成17年度から平成26年度までの10年計画として、奄美大島全域からの完全排除を目指した対策を続けてきました。防除事業の従事者である奄美マングースバスターズによる継続的な捕獲が功を奏して、マングースの生息数は大きく減少し、アマミトゲネズミなどの在来種の回復傾向なども見られています。また、マングースの捕獲に関する各種データの蓄積も進み、マングースの完全排除に向けた方策を検討できる状況になってきました。

このため、平成24年度にこれまでの成果を踏まえて、実施計画の見直しを行い、平成25年度から平成34年度までの10年間で、新たに完全排除を目標とする第2期防除実施計画を定め、本計画を始動させていますのでお知らせします。

1. これまでの防除事業の概要

○ マングースの導入と初期の対策

マングースは、昭和54年ごろに奄美市名瀬の赤崎朝仁地区に持ち込まれたと考えられています。定着して個体数を増やしながらか分布域を拡大していきました。農業や養鶏への被害が深刻になった名瀬市(当時)では、平成5年度から有害鳥獣捕獲が狩猟免許(わな)所持者に依頼する形で開始され、その後大和村、住用村(当時)、龍郷町でも実施されました。平成12年度からは、環境庁(当時)が一般従事者を中心とする、報奨金制度による駆除事業を実施してきました。生息密度が高い奄美市名瀬を中心とした地域のうち、主に集落や耕作地の周辺では多くの個体が捕獲され、生息数が減少しましたが、集落から離れた

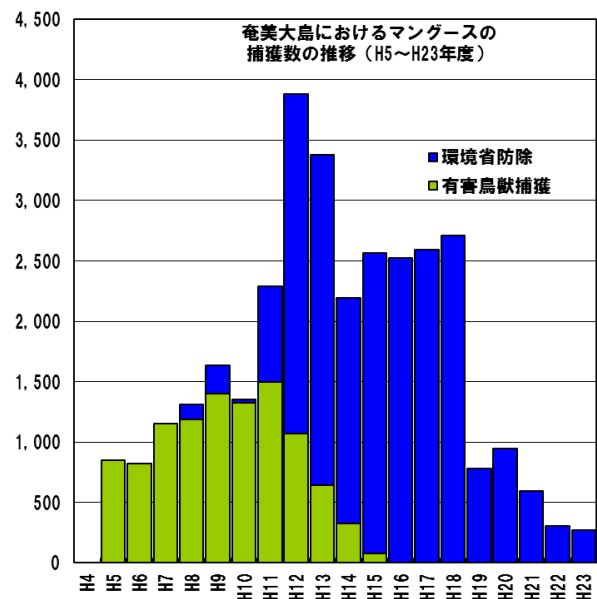


図1. 奄美大島におけるマングース捕獲数の推移。

林内などでの捕獲はほとんど行われませんでした。このためマングースの分布域は拡大を続けていきました。分布拡大を抑えるためにも林内での綿密な捕獲作業が必要で、平成 14 年度から報奨金制度とは別に少人数の雇用従事者による捕獲作業が開始されました。

○ 外来生物法に基づく防除事業

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」が施行された平成 17 年度に、同法に基づく防除事業を進めるため、「奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画」を策定するとともに、「奄美マングースバスターズ(以下「バスターズ」という)」として雇用従事者 12 名のチームを結成しました。バスターズの人数は年々増加し、平成 21 年度以降は 42 名体制で捕獲作業等を実施しています。捕獲作業には、生け捕り式のはこわな(カゴわな)と筒型捕殺わな(筒わな)を使用し、アマミゲネズミ等の在来種の分布状況に応じて、両わなを使い分けています。また、特定地域(岩崎産業(株)社有林内のマングース分布域)においては、平成 20 年度より別途の体制(捕獲従事者 6 名体制)で捕獲作業等を実施しています。このような体制により、現在はマングース分布域の全域で捕獲作業等を実施することが可能となっています。

○ 防除の成果

マングース捕獲数は平成 12 年度の 3,884 頭をピークに年々減少し、平成 19 年度以降は 1,000 頭を切りました(図 1)。その後も減少を続け、平成 23 年度は 272 頭、平成 24 年度は 196 頭(暫定値)となっています。捕獲数の減少の一方で、瀬戸内町篠川から宇検村の半島部分など、奄美大島南西部へ分布が拡大してしまっている状況も明らかになりました。平成 21 年度からは、マングースの生息数が非常に少なくなった地域で生息状況を正確に把握し、効果的に捕獲するための手法としてマングース探索犬(3頭)を導入し、ハンドラーとともに訓練や探索を実施し、ハンドラーと連携して捕獲するなど大きな成果を上げています。この結果、推定生息数は平成 12 年度の 1 万頭弱から 1/30 以下の 300 頭程度にまで減少したと推定されています。

これまでの年度ごとの捕獲結果については以下のサイトに掲載されています。

<http://www.env.go.jp/nature/intro/4control/bojokankyo.html>

このようなマングースの生息数の大幅な減少と生息密度の低下により、アマミゲネズミやケナガネズミ、アマミシカワカエルなど、様々な種の回復傾向が明らかになってきています。

2. 第 2 期防除実施計画の概要

平成 24 年度に、これまでの防除事業等の成果を踏まえて実施計画の見直しを行いました。新たに作成した「第 2 期奄美大島におけるジャワマングース防除実施計画(以下「第 2 期防除実施計画」という)」では、アマミノクロウサギやアマミヤマシギ等の在来種の生息状況の回復を図るため、平成 34 年度までに奄美大島からマングースを完全に排除することを目標とし、以下の方針で防除を行うこととしています。

- ① 地形状況等を踏まえ、奄美大島を 60km² 程度の面積で区分する(図 2)。
- ② マングースの分布域北端に「重点区域」を設定し、当該区域内のマングースの排除に向け、集中的な捕獲作業等を行う。
- ③ ②の作業によってマングースが残存する可能性が低くなった区域は「モニタリング区域」に移行し、マングースの残存個体の有無を確認するための作業を行う。

- ④ 「重点区域」が「モニタリング区域」に移行した段階で、南側に新たな「重点区域」を設定する。
- ⑤ 「重点区域」設定前の区域は「低密度化区域」として、マングースの一層の低密度化を進めるための捕獲作業等を行う。
- ⑥ 以上の作業を進めることにより、分布域北端から順次マングースを排除した区域を拡大させ、最終的には分布域南端において奄美大島からの完全排除を達成する。

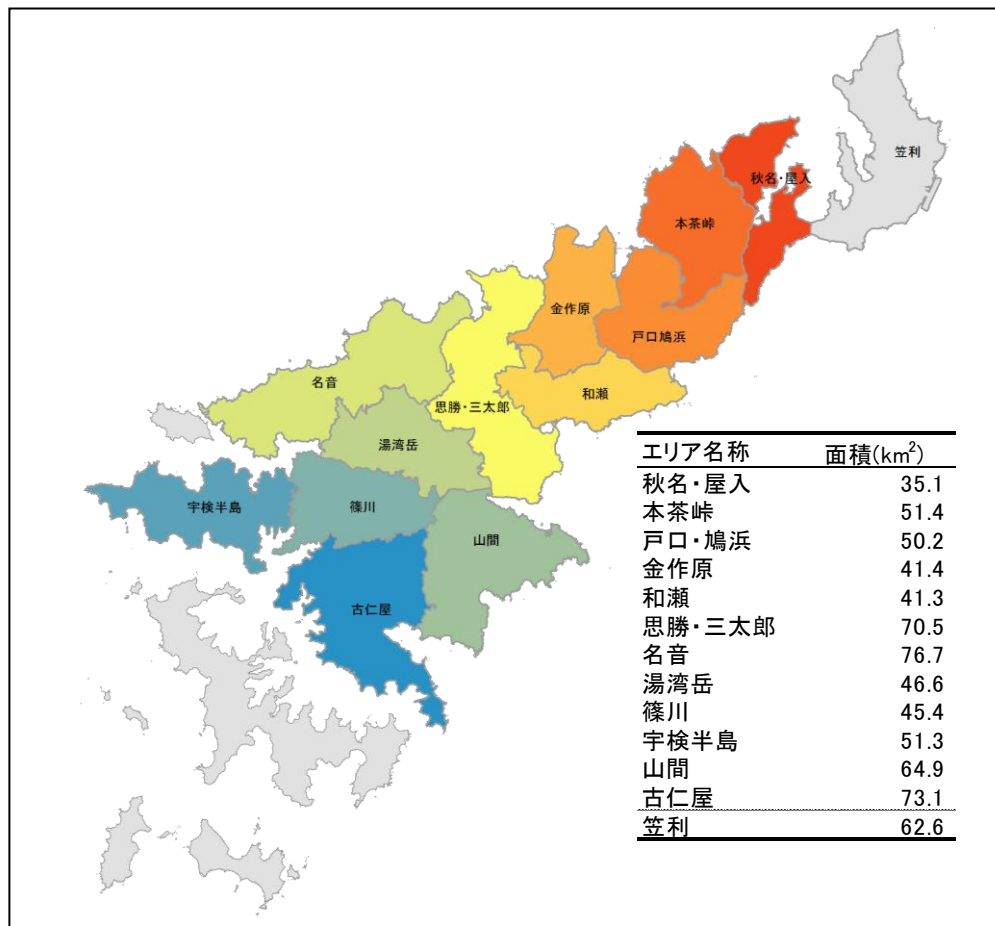


図2. 作業区域区分

第2期防除実施計画(別紙含む)の全文については、那覇自然環境事務所のホームページに掲載しています。

<http://kyushu.env.go.jp/naha/wildlife/gairai.html>

3. バスターズの作業へのご理解とご協力をお願いします。

バスターズの仕事は、毎日林内を歩いてわなの点検をする作業が中心になりますが、そのほかにも在来種のセンサス調査、センサーカメラやヘアトラップの管理等を行っています。また、3組の探索犬とハンドラーのチームは、わなライン以外の地域にも分け入って探索を行っています。日々のバスターズによる膨大かつ危険を伴う作業の蓄積が、これまでの成果を築き上げてきたことは紛れもない事実です。さらに、第2期防除実施計画のフェーズは、マングースがわなで捕獲できないことと、マングースがその地域に生息していないことの違いを丹念に調査しながら、地域的な根絶状態を作り上げ、維持・拡大させていく作業で、これまでも増して大変な仕事です。捕獲数が少なくなってきたといっても、このまま簡単にいなくできるものではありません。マングース防除事業はこ

れからがまさに正念場です。

奄美大島の生態系の回復を目指した取り組みをご理解いただくと共に、これからもマスターズの活動の応援をお願いします。